

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第22号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>(へき地手当等)</p> <p>第25条の2 へき地手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域にある学校及び学校給食法（昭和29年法律第160号）<u>第5条の2</u>に規定する施設（以下「共同調理場」という。）並びにこれらに準ずる学校及び共同調理場として県人事委員会規則で定めるもの（以下「へき地学校等」という。）に勤務する職員に対して支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第31条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項において「教育職員」とは、校長、教頭、教諭、助教諭その他の職員で県人事委員会規則で定めるものをいう。</p> <p>4 [略]</p> <p>別表第2 教育職給料表（第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="147 1153 1081 1201"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので県人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で県人事委員会規則で定めるものに適用する。</p> <p>2 [略]</p>	[略]	<p>(へき地手当等)</p> <p>第25条の2 へき地手当は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域にある学校及び学校給食法（昭和29年法律第160号）<u>第6条</u>に規定する施設（以下「共同調理場」という。）並びにこれらに準ずる学校及び共同調理場として県人事委員会規則で定めるもの（以下「へき地学校等」という。）に勤務する職員に対して支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第31条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項において「教育職員」とは、校長、<u>副校長</u>、教頭、教諭、助教諭その他の職員で県人事委員会規則で定めるものをいう。</p> <p>4 [略]</p> <p>別表第2 教育職給料表（第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1153 1153 2087 1201"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので県人事委員会の指定するものに勤務する校長、<u>副校長</u>、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で県人事委員会規則で定めるものに適用する。</p> <p>2 [略]</p>	[略]
[略]			
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。